1989年5月8日第三種郵便認可　　2021年8月15日　月刊不屈付録

不屈

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
山梨県本部
〒400-0026
山梨県甲府市塩部4－13－1
清水宅

山梨県版
編集発行人
田中鉄夫
℡055－253－9710
Fax　同上

私たちの運動の基本方針
ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
一、治安維持法体制の復活に反対する。
二、国は、戦前の治安維持法が人道に反する悪法であると認めること。
三、国は、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

立憲野党・統一候補の実現へ！

今、連日の新型コロナウイルスの感染爆発が発生し、国民の生命が危機にさらされて、各地の医療体制は崩壊寸前においこまれています。

生命の危機だけでなく、経済的に追い込まれた国民生活のことなどまったく眼中にもなく、これに対する政府の対策は後手後手に廻り、もはや政権の体をなしていません。いまこそ「市民と立憲野党の共同」を進める時期です。

● 60年代、70年代の統一候補をめぐる運動は、社会党、総評と共産党による団体共闘を国民各層が支援する運動でしたが、今日の「市民と立憲野党の共同」は、各階層の人々が主権者としての自覚を持った「市民」が主体となって、立憲主義、即ち現行憲法の平和的民主的諸条項を守ることを主柱に、違憲立法の廃止と広範な市民要求で立憲主義を掲げる野党と政策協定を結んで、結束して政権交代を実現しようという運動になっていることです。

● 何故、同盟が衆議院総選挙で「市民と立憲野党の共同」の発展と勝利に力を尽くそうとしているのか。それは、「市民と立憲野党の共同」が進むことによって、治安維持法犠牲者等が生命を賭して「両性の平等にもとづく国民主権主義の政治体制を確立する」という闘いが実現する可能性が芽生えてきているからです。

私たち同盟の不屈の闘いで立憲野党の統一候補を実現し、市民の多くが望んでいる政治の実現に尽力しましょう。（左の署名用紙・同封）

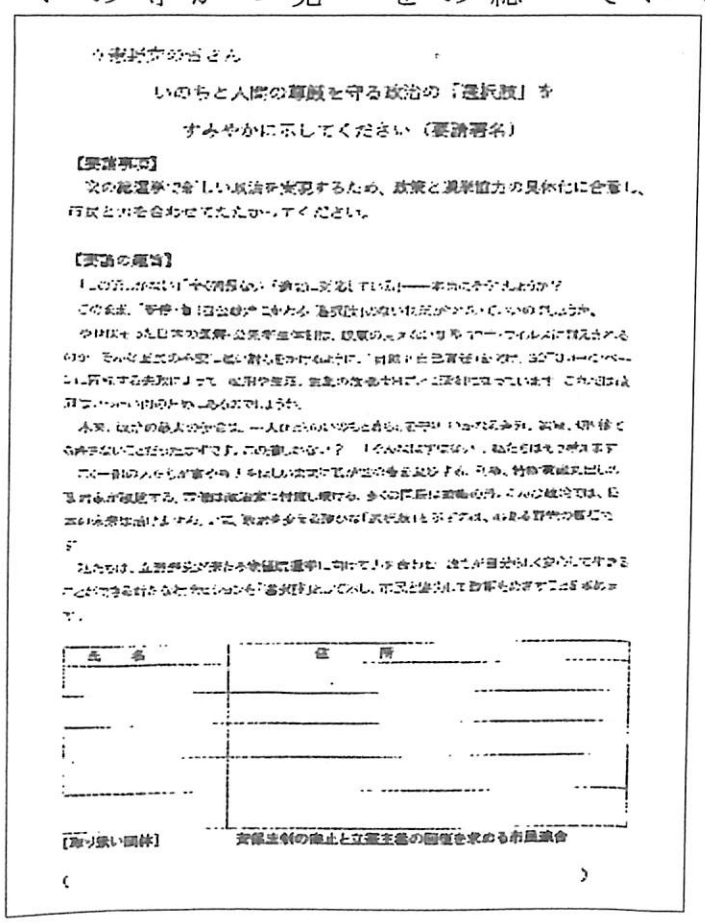

○○衆議院議員さん

いのちと人間の尊厳を守る政治の「選択肢」を

すみやかに示してください（要請署名）

【要請事項】

次の総選挙で新しい政治を実現するため、政策と選挙協力の具体化に着手し、市民とともに歩んでください。

【要請の趣旨】

（本文略）

氏名　住所

【取り扱い団体】　治安法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

甲府北部支部結成にむけて！

今、県内では郡内支部、北杜支部、甲府南部支部の三支部が結成され、支部会議、新聞発送や会費等を集めたり地域での活動も行い、会員同士のつながりも深まっています。身近なところで集まれるのが何よりの強味です。

甲府南部支部は２０２０年暮に結成されました。はじめは動ける人、３人衆が集まって、県本部の方針通りに活動する、簡単な支部ニュースの発行と送付、月１度の支部会議と学習会の実施、機関紙『不屈』の発送と会費の集金を必ず行う、という誰にもできる簡単な組織活動を提起しました。支部の学習会には『治安維持法と現代』など県本部の学習テーマと同じものを使い、できるだけ入会対象者などにもよびかけています。これが現代の情勢の理解にも大きく貢献しています。

他地域でも河東支部支部など結成に向けた準備が進んでいます。

甲府北部地域でも6回にわたる支部結成に向けた準備会を開催し、南部支部の遠藤さんの経験から、支部の立ち上げ、会費集め、月1回の『不屈』の発送など詳しく教えて頂き、準備を進めています。今まで会計と機関紙発送を全県を1人で支えていた担当の清水さんの負担を少しでも軽減するためにも甲府北部支部の発足は急務です。甲府北部地域(線路北在住会員)の皆さんのご協力をお願いします。（石原靖子）

県本部定例学習会

●とき：八月二七日・１３時半～１５時半

●ところ：事業協ビル・５階会議室

●テキスト：「治安維持法と現代」春号

「新自由主義とコロナパンデミック」
友寄秀隆

「ジェンダーギャップ指数と日本社会の課題」
清水愛沙

治安維持法によって市民はどう裁かれたのか。

治安維持法の歴史

治安維持法の「現場」

治安維持法事件はどう裁かれたか

人の「思い」「信仰」の良し悪しを国が判断し、制裁！司法の場で裁く根拠となった治安維持法（一九二五―四五年）。この法律によって、多くの市民が傷つき および黙らされ、天皇の国家に忠誠を誓うよう強制された。

特高警察の検挙・取り調べ、思想検事による起訴、裁判所での予審・公判、刑の執行と保護観察・予防拘禁・釈放――それぞれの現場で治安維持法がどう運用されたのかを膨大な資料をもとに明らかにする。

荻野富士夫 著

2021年5月刊行！

A5判・並製・380ページ
定価 2,500円+税
（税込 2,750円）
ISBN978-4-906717-13-0

紙子版発売と同時刊行！
詳細に関するお問い合わせ先

推薦します
青木 理